

防府市離島要援護高齢者等対策事業要綱

平成 12 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、防府市野島地区（以下、「野島地区」という。）に在住する高齢者で、介護保険の対象者又は介護保険の対象者ではないが何らかの支援を必要とする者及び野島地区において介護等福祉サービスを提供する事業者に対し、助成事業を行うことにより、野島地区に在住する高齢者の福祉の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、防府市とする。ただし、市長が必要と認めたときは、本事業を委託することができるものとする。

2 前項に規定する委託にあたり、市長はあらかじめ委託先の事業者を指定しなければならない。

(助成対象者)

第 3 条 本事業の助成対象者は、次の各号のいずれに該当する者とする。

(1) 野島地区に在住する者のうち、次のいずれかに該当する者（以下「要援護高齢者等」という。）

ア 介護保険法に定める「要介護者」又は「要支援者」と認定された被保険者

イ 平成 27 年厚生労働省告示第 197 号に定める基本チェックリストの記入内容が同告示に定める事業対象者基準に該当した第 1 号被保険者

ウ 防府市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱第 3 条第 1 項に該当する者

(2) 要援護高齢者等に対して介護等福祉サービスを提供する事業者（以下「提供事業者」という。）

(助成の内容)

第 4 条 本事業は、次の各号のいずれかに該当する場合において、有限会社野島海運の運行する野島・三田尻定期航路を利用した場合の

1 往復にかかる船賃を助成するものとする。

(1) 要援護高齢者等が防府市離島要援護高齢者等対策事業要綱運用基準（以下「運用基準」という。）に定める通所介護等サービスを利用する場合

(2) 提供事業者が運用基準に定める居宅介護サービス等を要援護高齢者等へ提供するため、野島地区を訪問する場合

(3) 介護支援専門員が運用基準に定める指定居宅介護支援事業等を実施するため、野島地区を訪問する場合

2 前項に規定する船賃には、付添いの者及び手荷物等にかかる船賃（運賃）は含めないものとする。（助成の申請）

第5条 前条第1項に規定する助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防府市離島要援護高齢者等対策事業利用申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、市長へ提出しなければならない。

2 前項に規定する申請以後において、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに申請書を再度提出しなければならない。

（助成の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを受理し、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査により助成することを決定したときは、防府市離島要援護高齢者等対策事業利用者名簿（第2号様式）に登録するとともに、防府市離島要援護高齢者等対策事業利用決定通知書（第3号様式）（以下「決定通知書」という。）を申請者に送付しなければならない。

（助成券）

第7条 市長は、前条第2項に規定する決定通知書を送付した申請者に対し、船賃助成券（第4号様式）を交付するものとする。

（助成の取消し）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消すことができる。

(1) 申請書の内容等、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 船賃助成券について申請書の内容と異なる利用があったとき。

(不正利得の返還等)

第9条 市長は、利用者が偽りその他不正な行為により助成券の交付を受け、又は使用したときは、当該利用者に対し、未使用の助成券の返還を求め、又は不正に使用した助成額について返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(第1号様式)

防府市離島要援護高齢者等
対策事業利用申請書 (新規)
 変更

防府市離島要援護高齢者等対策事業要綱に基づき、下記の助成事業について
利用申請します。

また、助成事業の利用にあたって通所介護等のサービス利用状況等について
調査又は照会することに同意します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者

住所 防府市 _____

氏名 (署名) _____

電話番号 _____

利用者との続柄 _____

利用対象者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
	住所		電話番号	
	氏名		生年月日	

利用する助成事業

<input type="checkbox"/>	第4条第1項第1号 (通所介護等サービス等の利用)	利用施設・介護支援専門員 () ()
<input type="checkbox"/>	第4条第1項第2号 (居宅介護サービス等の提供事業者 の訪問)	利用サービス・提供事業者 () ()
<input type="checkbox"/>	第4条第1項第3号 (介護支援専門員の訪問)	要介護・要支援者数 () 人 ()

利用を開始する日

年 月 日

(第3号様式)

第 号
年 月 日

様

防 府 市 長

印

防府市離島要援護高齢者等対策事業利用決定通知書

月 日付けで申請のありました防府市離島要援護高齢者等対策事業利用申請について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

(第4号様式)

表

防府市離島要援護高齢者等対策事業		No. _____
船賃助成券		対象者氏名
(野島港 ↔ 三田尻港)		
有効期限 _____ 年 月 日		確認印
防府市長	※対象者以外が乗船する場合 サービス提供者 氏名	

裏

<p>※ <u>乗船時には、本券を係員に渡し、「確認印」の交付を受けてください。</u></p> <p>※ 本券は、いかなる理由があろうとも再発行はいたしませんので、紛失等には十分お気を付けください。</p> <p>※ 本券は、防府市離島要援護高齢者等対策事業要綱に基づき、(有)野島海運の運行する野島・三田尻定期航路を利用する時に限り有効です。</p> <p>※ 死亡、転出、野島地区以外への転居、事業の対象でなくなった場合及び有効期限が過ぎた券は、返還してください。</p>

防府市離島要援護高齢者等対策事業要綱運用基準

平成 30 年 4 月 1 日現在

- 1 防府市離島要援護高齢者等対策事業要綱（以下「要綱」という。）
第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「通所介護等サービス」とは次のサービス（介護予防サービスを含む）をいう。
 - (1) 介護保険法に規定する通所介護又は防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する第 1 号通所事業
 - (2) 介護保険法に規定する通所リハビリテーション（デイケア）
 - (3) 介護保険法に規定する短期入所生活介護又は短期入所療養介護又は防府市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱に規定する短期入所による生活指導（ショートステイ）
 - (4) 介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護
- 2 要綱第 4 条第 1 項第 2 号に規定する「居宅介護サービス等」とは次のサービス（介護予防サービスを含む）をいう。
 - (1) 介護保険法に規定する訪問介護又は防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する第 1 号訪問事業
 - (2) 介護保険法に規定する訪問入浴介護
 - (3) 介護保険法に規定する訪問看護
 - (4) 介護保険法に規定する訪問リハビリテーション
 - (5) 介護保険法に規定する福祉用具貸与
 - (6) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 199 条の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する期間において実施される福祉用具の貸与に係るモニタリング
- 3 要綱第 4 条第 1 項第 3 号に規定する「指定居宅介護支援事業等」とは、介護保険法に規定する指定居宅介護支援、指定介護予防支援（委託を含む）、防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する第 1 号介護予防支援（委託を含む）をいい、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 13 条第 1 項に規定する支援のうち、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) アセスメント訪問

- (2) サービス担当者会議の招集
- (3) モニタリング訪問